

日光川河川防災ステーション管理運営に関する規則

平成26年12月26日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県と海部地区水防事務組合が締結した日光川河川防災ステーションに関する管理協定(平成26年12月19日施行)に基づき、日光川河川防災ステーション(以下「防災ステーション」という。)の適切な管理と円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 防災ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
日光川河川防災ステーション	日光川左岸8k付近の 愛西市諸桑町地内

(利用)

第3条 防災ステーションの水防センター等の施設(以下「施設」という。)は、災害時の水防活動及び緊急復旧活動その他公用又は公共用に供するときを除き、水防・防災意識の高揚を図るための研修等の場として、地域住民に開放し利用させることができる。

(利用日)

第4条 防災ステーションの利用日は、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除いた日とする。

(利用時間)

第5条 防災ステーションの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 海部地区水防事務組合管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第6条 施設を利用しようとする者は、利用日の60日前から7日前までにあらかじめ日光川河川防災ステーション施設利用(変更)申請書(第1号様式)を管理者に提出して、その許可を受けなければならない。許可に係

る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 施設の管理上支障があると認めるとき。
 - (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。
- 未成年者が利用申請をしたとき。
- (6) その他管理者が不適当な利用目的と認めるとき。

3 管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

4 管理者は、第1項の申請があったときは、利用の可否を決定し、日光川河川防災ステーション施設利用(変更)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用期間の制限)

第7条 防災ステーションの利用期間は、5日を超えて同一利用者が引き続き利用することはできない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の取消届)

第8条 利用者が、防災ステーションの利用許可の取消しをしようとするときは、日光川河川防災ステーション施設利用取消届(様式第3号)に日光川河川防災ステーション施設利用(変更)決定通知書を添えて、利用日の3日前までに管理者に提出しなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要と認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 防災活動に使用する必要があるとき。
- (2) 第6条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

2 海部地区水防事務組合は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第11条 利用権利者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(遵守事項)

第12条 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 施設等を利用した後は直ちに整理整頓し、ごみの持ち帰り等清潔の維持に努めること。
- (4) 火薬類、ガソリンその他の危険物を持ち込まないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第13条 利用者は、施設等を損傷し、又は施設の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、速やかに日光川河川防災ステーション施設設備等損傷届(第4号様式)を管理者に提出し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に施設等を損傷し、又は施設の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入り)

第15条 管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用報告書の提出)

第16条 利用者は、施設の利用が終わったときは、日光川河川防災ステーション施設利用報告書(第5号様式)を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。